

平成23年7月27日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(行コ)第11号 神戸市行政委員会の委員報酬に関する違法支出損害
賠償等請求控訴事件(原審・神戸地方裁判所平成21年(行ウ)第41号)

口頭弁論終結日 平成23年5月13日

判 決

控訴人(原告・選定当事者)

控訴人(原告・選定当事者)

控訴人(原告・選定当事者)

選 定 者

選 定 者

選 定 者

選 定 者

選 定 者

選 定 者

選 定 者

選 定 者

選 定 者

選 定 者

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

被 控 訴 人 (被 告)

神 戸 市 長
矢 田 立 郎

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

被 控 訴 人

神 戸 市 教 育 長
永 井 秀 憲

被控訴人ら訴訟代理人弁護士

橋 本 勇 孝

同

奥 村 孝

同

石 丸 鐵 太 郎

同

森 有 美

同

藤 原 孝 洋

同

中 尾 悦 子

同

中 山 健 太 郎

同

佐 藤 祥 徳

主 文

- 1 本件各控訴中、被控訴人神戸市教育長に対する各控訴をいずれも却下する。
- 2 その余の本件各控訴をいずれも棄却する。
- 3 控訴費用は控訴人（選定当事者）らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨及びこれに対する答弁

1 控訴人（選定当事者）らの控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人らは、原判決別紙「原告ら請求額一覧表」（以下「別紙」という。）記載1の各相手方欄の者に対して、各合計欄の金員及び各年度分欄の金員に対する各遅延損害金起算日欄の日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払をそれぞれ求める請求をせよ。
- (3) 被控訴人らは、別紙記載2の(1)の各相手方欄の者に対して、各合計欄の金員及び各年度分欄の金員に対する各法定利息起算日欄の日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払をそれぞれ求める請求をせよ。
- (4) 被控訴人神戸市長は、別紙記載2の(2)から(6)までの各相手方欄の者に対して、各合計欄の金員及び各年度分欄の金員に対する各法定利息起算日欄の日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払をそれぞれ求める請求をせよ。
- (5) 訴訟費用は第1，2審とも、被控訴人らの負担とする。

2 控訴の趣旨に対する被控訴人らの答弁

主文と同旨

第2 事案の概要（略称は、特記しない限り、原判決の用法に従う。）

1 本件の要旨，訴訟の経過

- (1) 本件は、神戸市の住民である控訴人ら（選定当事者ら。以下「控訴人ら」という。）が、同市の教育委員会，人事委員会，市選挙管理委員会，区選挙管理委員会及び農業委員会の各委員（委員長，会長，部会長を含む。）並びに監査委員（別紙記載2の相手方欄の者。以下これらの各委員を合わせて「本件各委員ら」という。）に月額で報酬を支給していることが違法であると主張して、地方自治法（以下「法」ということがある。）242条の2第1項4号に基づき、市長であった個人及び教育長であった個人を相手方として平成19年度分から平成21年度分として本件各委員らに支給された報酬

のうち各人の出勤日数に3万5300円を乗じた額を超える額（別紙記載1の合計欄の金額）の損害賠償請求及びこれに対する各年度末日の翌日以降の遅延損害金の請求をするよう被控訴人神戸市長に求めるとともに、本件各委員ら個人を相手方として各人に支給された報酬のうち各人の出勤日数に3万5300円を乗じた額を超える額（別紙記載2の合計欄の金額）の不当利得返還請求及びこれに対する各年度末日の翌日以降の法定利息の請求をするよう被控訴人神戸市長に求めた事案である。

なお、控訴人らは、原審において、当初は被控訴人神戸市教育長も被告としていたが、神戸市教育長に対する訴えをいったん取り下げ、その後再度神戸市教育長を被告に加えて訴えの変更をしようとしたが、原審裁判所はこの訴えの変更を却下して神戸市教育長を被告として扱わず、原判決においても、神戸市教育長を被告として表示していない。

- (2) 原審裁判所は、控訴人らの被控訴人神戸市長に対する請求のうち、①神戸市教育長個人を相手方とする損害賠償及び遅延損害金請求をするよう求める訴えは、神戸市教育長が地方自治法242条の2第1項4号の「当該職員」に該当しないことにより不適法であり、②平成19年度の報酬の支給に係る訴えは、監査請求期間が既に経過していることについて「正当な理由」が認められないから不適法であるとして、これらをいずれも却下し、③控訴人らの被控訴人神戸市長に対するその余の請求については、各委員の職務内容及び責任の重要性等に照らせば、神戸市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号。以下「本件条例」という。）の月額報酬の定めは、平成20年法律第69条による改正前の地方自治法203条2項（議会の議員以外の部分について同改正後の同法203条の2第2項と同旨。以下両者を併せて「法203条2項」という。）ただし書の「特別の定め」として市議会の条例制定の裁量権の範囲内のもので、本件各委員らに対する報酬の支給（以下「本件各支給」という。）は違法な

ものではないとして、いずれもこれらを棄却した。

- (3) これに対し控訴人らは、原判決で被告とされていない神戸市教育長をも被控訴人として掲げた上で控訴を提起し、原判決を取り消して控訴人らの請求を認容するよう求めた。

- 2 「関係法令等」，「前提事実」並びに「争点及び争点に対する当事者の主張」は、原判決を次の(1)及び(2)のように補正し、後記3のように「当審における控訴人らの補足主張」を、後記4のように「当審における被控訴人らの補足主張」を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第2の2から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決5頁2行目・3行目の「橋口秀志は、同年4月以降、神戸市教育長の職にある者である。」を「橋口秀志は、同年4月以降平成23年3月までの間、神戸市教育長の職にあった者である。（弁論の全趣旨）」に改める。

- (2) 11頁6行目・7行目の「橋口秀志には」を「橋口秀志は」に改める。

3 当審における控訴人らの補足主張

- (1) 被控訴人神戸市教育長に対する控訴の適法性

控訴人らは原審で訴状等に神戸市教育長も被告として記載していたのに、判決では神戸市教育長が抜けていた。そこで、控訴審で神戸市教育長も復活させたいと考えて、控訴状に被控訴人として神戸市教育長も記載したものである。

- (2) 平成19年度分の報酬の支給に係る監査請求期間の経過についての「正当な理由」の有無

控訴人らは、平成21年1月23日付けの新聞報道を見て情報開示請求を行った結果、初めて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在や内容、違法性を知ることができ、急いで監査請求を行ったのであるから、平成19年度分の各支給につき監査請求期間を徒過したことには正当な理由がある。

- (3) 神戸市教育長の「当該職員」該当性

神戸市教育長は教育委員会への支出を決定する権限を有しており、教育委員会委員長及び教育委員に対しては神戸市長と共同して報酬の支給をしているといえるから、当時の教育長小川雄三、同橋口秀志は地方自治法242条の2第1号4号の「当該職員」に該当する。

(4) 本件各支給の違法性

ア 「法203条2項」の趣旨

「法203条2項」は、非常勤職員に対する報酬が常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く持たず、純粋に勤務に対する反対給付としての性格のみを持つものであり、それは勤務量、すなわち、具体的には勤務日数に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたのである。ただし、非常勤職員の中にも勤務の実態が常勤職員とほとんど同様のものがあるので、その場合のみ、条例で特別の定めをすれば勤務日数によらないことができるものとして、同項ただし書が設けられたのである。これによれば、日額報酬の原則によらないという例外扱いは、その勤務実態が常勤の職員と異ならないといえる場合等の特別な事情がある場合に限られるというべきである。

イ 本件条例の月額報酬の定め の違法性

しかし、本件各委員らは法律上明文の規定をもって非常勤とされており、実際に常勤職員のような勤務状態ではなく、勤務実日数は非常に少ない。この勤務日数には、委員会の会議（定例会議及び臨時会議を含む。）の出席以外にも、その活動として、市議会への出席のほか、委員会活動に関連する公式・非公式の各種行事などに参加している日数も含まれるのである。本件各委員らの委員会活動の1回当たりの平均時間は、最も長時間の監査委員会でも1日3.3時間、最も短時間の中央区選挙管理委員会では1日0.7時間の勤務時間であり、このような短時間の勤務では、委員会の開催前後に資料や議案の検討に相当の時間を割

いている者がいたとしても、1日の日給を払えば十分である。普通地方公共団体は、法令に反しない限りにおいて条例を制定できるにとどまる（法14条1項）から、本件条例の月額報酬の定めは法203条2項の趣旨に反し、これを完全に無意味とする違法無効なものであることは明白である。

ウ 本件各支給の違法性

普通地方公共団体の支出の原因とすべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従わなければならない（法232条の3）のであるから、地方自治法の規定に違反する違法な本件各支出が財務会計行為の違法となることは明らかである。

(5) 神戸市長個人、神戸市教育長個人についての不法行為の成否

法149条6号は、財産を管理し、処分することを普通地方公共団体の長が担当すると定めている。神戸市長は財務会計上の違法行為を阻止すべき監督指揮上の注意義務があったのにその行使を怠った。

本件各支出の支出決定及び命令権者である神戸市長の職にあった矢田立郎並びに神戸市教育長の職にあった小川雄三及び橋口秀志は、故意又は過失により財務会計行為を誤って本件各支出を行ったので、不法行為に基づく損害賠償として、神戸市に対しその支出額を賠償すべき義務がある。

(6) 本件各委員ら個人についての不当利得の成否及び悪意の受益者性

本件各委員らへの本件各支給はあまりにも明白に違法であるから、この支給を受けた本件各委員らは同額の不当利得に悪意の受益者としての法定利息を付して神戸市に対し返還すべきことは当然である。

4 当審における被控訴人らの補足主張

(1) 被控訴人神戸市教育長に対する控訴の適法性

控訴人らの神戸市教育長に対する訴えは、原審における控訴人らの平成22年7月12日付け訴状訂正の申立書(3)により取り下げられている。原判決

の表示でも明らかなように神戸市教育長は原審の被告ではなく、控訴人らと神戸市教育長との間には控訴の対象になる原判決が存在しないのであるから、神戸市教育長に対する本件控訴が不適法であることは明らかである。

(2) 平成19年度分の報酬の支給に係る監査請求期間の経過についての「正当な理由」の有無

この点に関する控訴人らの控訴理由は、原審における主張の繰り返しである。平成19年度分の報酬の支給につき監査請求期間を徒過したことは正当な理由がないとした原判決の判断は正当であり、控訴人らの主張には理由がない。

(3) 神戸市教育長の「当該職員」該当性

控訴人らの控訴理由は原審における主張の繰り返しである。神戸市教育長は法242条の2第1号4号の「当該職員」に該当しないとされた原判決の判断は正当であり、控訴人らの主張には理由がない。

(4) 本件各支給の違法性

ア 「法203条2項」の趣旨

「法203条2項」は昭和31年の地方自治法の改正によって追加されたものであるが、同項ただし書は、政府提出の原案にはなかったものを、国会において与党提出の修正案により追加したものである。このただし書が追加された趣旨は「教育委員会の委員とか、選挙管理委員会の委員とか、人事委員会の委員とか（中略）農業委員会の委員というような、主として執行機関に属しているところの委員会の委員も」このただし書の対象にできることとし、具体的には、各自治体の自由な判断によって定めることができるようにするというものであり、控訴人らが主張するような、行政委員についても「月額報酬制等をとるのを相当とするような特別の事情」が必要であるというようなものではないことは、その際の国会における議論から明らかである。

イ 本件条例の月額報酬の定め及び本件各支給の違法性

「法203条2項」ただし書の制定された昭和31年当時の財政状況に現在と比較して余裕があったわけではない。近時、首長等の報酬のカットや職員の給与の減額措置をとる地方公共団体が見られることは事実であるが、それは各地方公共団体が自主的に決定し、実施しているものであり、法律をもって強制されたものでも、従来の法律解釈の変更によるものでもない。しかも、平成11年法律第87号で追加された地方自治法1条の2は、「地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。」としており、地方公共団体の自主性、自立性を制限するような解釈は厳に慎まなければならない。

本件各委員らは、その他の非常勤職員と大きく異なり、いずれも常設の事務局を有し、本件各委員らの登庁時以外の時も、本件各委員らの権限の下、その職務の執行が常勤職員により恒常的に行われているのである。本件各委員らは、その登庁日以外の事務局による職務執行も含めて法的、政治的又は道義的責任を負うべきものであり、報酬はその責任に応じて支給されるべきものであることからすれば、本件各委員らの報酬は日額制ではなく月額制をとるべきものであり、本件条例の月額報酬の定めは適法なもので、これに基づく本件各支給ももちろん適法である。

(5) 神戸市長個人についての不法行為の成否

地方自治法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟において当該職員に対する損害賠償責任が認められるのは、たとえこれに先行する原因行為に違法事由がある場合であっても、当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られるものであるところ、行政委員の報酬は月額報酬制を採用している地方公共団体が全国的にみてほとんどであって、本件条例に法律の規定に明らかに反する明白な瑕疵があ

るとは到底いえないのであり、市長が自らの判断によって本件条例の定めと異なる報酬額及び支給方法を採用することは許されないものであるから、本件各支出は、財務会計法規上の義務に違反したものでなく、市長に故意過失などないことは明らかである。

5 当審における本件の争点

当審における控訴人らの補足主張及び当審における被控訴人らの補足主張を踏まえ、本件の争点を再整理すると、次のとおりになる。

- (1) 被控訴人神戸市教育長に対する控訴の適法性
- (2) 平成19年度分の報酬の支給に係る監査請求期間が経過したことについての「正当な理由」の有無
- (3) 神戸市教育長の「当該職員」該当性
- (4) 本件各支給の違法性
- (5) 神戸市長個人、神戸市教育長個人についての不法行為の成否
- (6) 本件各委員ら個人についての不当利得の成否及び悪意の受益者性

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (被控訴人神戸市教育長に対する控訴の適法性) について

控訴人らは、神戸市教育長をも「被控訴人」と表示して控訴を提起した。そして控訴人らは、この点について、原審で控訴人らは神戸市教育長も被告としていたのに、原判決では当事者(被告)として神戸市教育長が抜けていたから、控訴状には神戸市教育長も被控訴人として記載したと主張する。

よって検討するに、控訴人らは原審において、平成22年7月12日付け訴状訂正の申立書(3)により神戸市教育長に対する訴えを取り下げたものと認められる。ところが、控訴人らは、その後平成22年7月21日付け訴状訂正の申立書(4)により再度神戸市教育長を被告に加えて訴えの変更を申し立てたが、原審裁判所は、平成22年7月27日の原審第5回口頭弁論期日において、この訴えの変更を却下した。この一連の経過によれば、神戸市教育長は本件訴訟の

被告になっていないというべきであり、当然原判決は神戸市教育長を被告としていない。したがって、控訴人らと神戸市教育長との間には控訴の対象になる原判決が存在しないから、控訴人らの神戸市教育長に対する各控訴は不適法である。

2 争点(2) (平成19年度分の報酬の支給に係る監査請求期間の経過についての「正当な理由」の有無) について

当裁判所も、控訴人らの請求のうち平成19年度分の報酬の支給に関する部分については、監査請求期間が経過したことについて「正当な理由」が認められないから、同請求に係る訴えは不適法であると判断する。その理由は、原判決11頁24行目から13頁6行目までの説示と同一であるから、これを引用する。

3 争点(3) (神戸市教育長の「当該職員」該当性) について

当裁判所も、神戸市教育長は地方自治法242条の2第1項4号の「当該職員」に該当しないから、控訴人らの訴えのうち、神戸市教育長の職にあった小川雄三、橋口秀志を相手方として損害賠償請求をするよう被控訴人神戸市長に求める訴えは不適法であると判断する。その理由は、原判決13頁11行目から14頁2行目までの説示と同一であるから、これを引用する。

4 争点(4) (本件各支給の違法性) について

(1) 本件各支給は、非常勤の職員である本件各委員らに対して本件条例の月額報酬の定めに従ってされたものである。法203条2項本文は、非常勤職員に対する報酬は、勤務日数に応じて支給するものとした上で、同項ただし書において、「条例で特別の定をした場合」はこの限りでないとしており、本件条例の月額報酬の定めは、法203条2項ただし書の「条例で特別の定をした場合」に該当する。

控訴人らは、本件条例の月額報酬の定めは法203条2項ただし書の「条例で特別の定をした場合」として許されるものではないと主張するものであ

るから、「法203条2項」の趣旨をその立法の経緯を踏まえて検討する。

- (2) 「法203条2項」が、昭和31年の法改正の際政府案に「法203条2項ただし書」を加えた修正案が可決されて成立した立法経緯は、原判決15頁7行目から16頁22行目までの説示と同一であるから、これを引用する。

ただし、原判決16頁12行目から22行目までを次のように改める。

「イ 法203条2項にただし書を付加した趣旨は、衆議院における修正案の可決後の参議院地方行政委員会において、鈴木衆議院議員がした修正案の趣旨説明のように、非常勤職員に対する報酬を日割計算するという原則は堅持するが、勤務の実情等特別の事情がある場合においては、特に条例をもって規定することにより勤務日数によらないで月額又は年額によって報酬を決することができるものとし、地方公共団体が特定の職員について実情によって特別の扱いをできるようにしたものと解される。」

- (3) 前記認定の立法の経緯によれば、「法203条2項」は、同条1項所定の議会の議員を除く非常勤の職員に対する報酬はその勤務日数に応じて支給するとの同条2項本文の原則は堅持しつつ、そのただし書において、各地方公共団体の議会が制定する条例をもって特別の定めをすることができることを認めたものであるところ、立法の経緯に加え同項のただし書に実体的な要件が規定されていないことに照らすと、このただし書の規定によって条例で特別の定めをするかどうかは議会の裁量に委ねられていると解するのが相当である。

しかしながら、「法203条2項」が制定された当時から今日に至る社会情勢の変化も踏まえ、本件各委員らの職務の内容、性質や勤務態様、地方の実情等に照らして、非常勤の本件各委員らの報酬に係る本件条例の月額報酬の定めが「法203条2項」本文の日額報酬制の原則に矛盾抵触して著しく

妥当性を欠く状態になり、そのような状況が相当期間内に是正されていないといえる場合には、本件条例の月額報酬の定めは、議会の裁量の範囲を逸脱した違法・無効なものとなるというべきである。

- (4) そこで、本件条例が月額報酬を定めている行政委員会及び委員についての法律上の職務、地位等についての関係各法令の定めを検討するに、この点については、原判決20頁20行目の「202条の2第4項」の次に「(平成21年法律第57号による改正前のもの)」を加えるほかは、原判決17頁18行目から20頁24行目までの説示と同一であるから、これを引用する。
- (5) 以上のとおり、本件条例の月額報酬の定めに係る非常勤の職員は、執行機関である行政委員会の委員又は執行機関である委員であるところ、委員は、いずれも専門的知識経験を有し人格識見に優れた者の中から選ばれ、長の部局から独立して事務を行い、法令上広範かつ重要な職務権限を行使することが予定されている。中には、教育委員会、公安委員会、人事委員会の委員のように、政治的中立性確保のため、任期中を通じて政治的団体の役員になることや一定の政治的活動をすることの禁止の制約が課せられている者も存在する。

控訴人らは、本件各委員らの委員会への出席日数及び委員会活動に関連する公式・非公式の各種行事への出席日数を含めた勤務日数は非常に少なく、本件各委員らの平均の勤務日数によって1日当たりの報酬額を計算すると、国家公務員の非常勤職員の報酬限度額3万5300円に比して非常に高いと主張する。確かに、証拠(甲10~13, 14の1~9, 15, 30~33, 34の1~9, 35, 45, 46)によれば、1か月当たりの平均勤務実日数で計算した1日当たりの報酬額が、非常勤の委員に対する国の報酬額の通常の限度額3万5300円の2倍を超える額になる委員も少なくないと認められ、そうだとすると、外形的には、この報酬は委員の職責の重大性や

制約等を考慮しても不相当に高額で、「法203条2項」の趣旨を逸脱しているのではないかとの疑いが生ずるといえる。

しかし、本件で控訴人らが証拠提出しているのは、本件各委員らが平成19年度から平成21年度までに出席した委員会その他の活動、年月日、開始時刻、終了時刻、報酬といった外形的な事項に関する資料であり、各委員会や各委員の具体的な職務の内容やその勤務の実態は本件証拠上明らかではないし、勤務実日数がこのような状態になっている経緯や理由も明らかではない。そうすると、「法203条2項ただし書」の規定が、各普通地方公共団体の議会に対し当該地方公共団体の実情を考慮し裁量により条例で日額制の例外を定めることを可能にしていることを前提にすると、外形的な本件各委員らの委員会への出席日数や時間等だけから、本件条例の月額報酬の定めが「法203条2項本文」の日額報酬制の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっていると断定することは困難である。また、そのような状況が相当期間継続しているのに是正されていない状態であるとも本件証拠上認め難い。

そうすると、本件条例の本件各委員に係る月額報酬の定めが、議会の裁量の範囲を逸脱した違法なものであると直ちに認めることはできない。このように、本件条例の月額報酬の定めが違法なものとはいえない以上、この定めに従ってされた本件各支給も違法なものとは認められない。

- 5 争点(5) (神戸市長個人についての不法行為の成否) 及び争点(6) (本件各委員ら個人についての不当利得の成否及び悪意の受益者性) について

本件条例の報酬の定め違法性の点をひとまず措き、本件証拠関係の下で本件条例の月額報酬の定めが違法であると仮定しても、次の(1)、(2)に述べるような理由から、当時神戸市長であった矢田立郎個人に不法行為に基づく損害賠償義務は生じないし、本件条例に基づく報酬を受領した本件各委員ら個人にも不当利得返還義務は生じないというべきである。

(1) 争点(5) (神戸市長個人についての不法行為の成否) について

本件において、法242条の2第4項に基づき当該職員に損害賠償責任を問うことができるのは、当該職員の行為の前提になった本件条例の月額報酬の定めが違法事由がある場合であっても、その定めを前提にしてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られるというべきである（最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁）。神戸市長は議会の制定した本件条例の月額報酬の定めに従って委員の報酬について支出決定及び支出命令（以下「支出決定等」という。）をしたものであり、これは市長としての当然の職務であるから、市長のこの行為が違法であるというためには、本件条例の月額報酬の定めが一見して違法であることが明らかであり、予算執行の適正確保の見地から到底看過できないものであることが必要と解するのが相当である（最高裁判所平成15年1月17日第二小法廷判決・民集57巻1号1頁参照）。

これを本件についてみるに、本件条例の月額報酬の定めが一見して違法であることが明らかであり、予算執行の適正確保の見地から到底看過できないものとはいえないから、神戸市長が本件条例の当該定めに従って委員報酬について支出決定等をしたことが違法であったということはできない。

よって、この点からも、被控訴人神戸市長に対し、神戸市長であった矢田立郎個人を相手方として本件各委員らへの報酬支払（平成20年度、21年度分）に関し損害賠償請求をするよう求める控訴人らの請求は理由がない。

(2) 争点(6) (本件各委員ら個人についての不当利得の成否及び悪意の受益者性) について

本件各委員らは、各種委員会の委員に任命されその職責を果たしているものであるから、当然報酬の支給を受ける権利を有する（法203条の2第1項、第4項、平成20年法律第69号による改正前の法203条1項、5

項)。しかるところ、本件各委員らは本件条例の月額報酬の定めに従った神戸市長の支出決定等に基づき報酬の支給を受けていたのであるから、同支出決定等に重大かつ明白な瑕疵のない限り、本件各委員らは報酬の支給を受けることができ、それが不当利得になるものではないというべきである。

これを本件についてみるに、上記(1)でみたように、本件条例の月額報酬の定めが一見して違法であることが明らかであるとはいえないから、神戸市長の支出決定等に重大かつ明白な瑕疵があったとはいえない。したがって、同支出決定等に従って本件各委員らが支給を受けた各月額報酬が不当利得になるものではない。

よって、この点からも、被控訴人神戸市長に対し、本件各委員らへの報酬支給（平成20年度、21年度分）に関し本件各委員ら個人を相手方として不当利得返還請求をするよう求める控訴人らの請求は理由がない。

第4 結論

1 控訴の適否、訴えの適否、請求の当否のまとめ

- (1) 以上の次第で、本件各控訴中、被控訴人神戸市教育長に対する各控訴はいずれも不適法であるから、却下を免れない。
- (2) 次に、控訴人らの被控訴人神戸市長に対する各訴えのうち、①当時の神戸市教育長小川雄三及び橋口秀志個人を相手方として損害賠償及び遅延損害金の請求をするよう求める各訴え、②当時の神戸市長矢田立郎個人を相手方として本件各支給のうち平成19年度分の支給（各人の出席日数に3万5300円を乗じた額を超える金額）について損害賠償請求及び遅延損害金の請求をするよう求める各訴え並びに③本件各委員ら個人を相手方として本件各支給のうち平成19年度分の支給（各人の出席日数に3万5300円を乗じた額を超える金額）について不当利得返還請求及び法定利息の請求をするよう求める各訴えはいずれも不適法であるから、却下を免れない。

そして、控訴人らの被控訴人神戸市長に対するその余の各請求はいずれも

理由がないから，棄却を免れない。

2 結論

よって，被控訴人神戸市教育長に対する各控訴をいずれも不適法として却下し，その余の各訴え又は各請求について原判決は相当であるから，控訴人らの各控訴をいずれも棄却することとし，主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 岩 田 好 二

裁判官 水 谷 美 穂 子

裁判官 本 吉 弘 行

これは正本である。

平成23年7月27日

大阪高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 山本 正

